

医療機関におけるインボイス対応について

篠原・植田税理士法人

経営管理事業部



篠原公認会計士事務所グループ

篠原公認会計士事務所

篠原アソシエイツ株式会社

株式会社青山財産ネットワークス九州

有限会社フィールズ鑑定法人

篠原・植田税理士法人

SAトラスト株式会社

SA社会保険労務士法人

増田秀和司法書士事務所

【本部】 福岡市中央区警固2-12-5 〒810-0023

TEL：092-751-1605(代表) FAX：092-741-2581

【東京事務所】 東京都港区南青山5-3-5 ミル・ロッシュビル4F

TEL：03-6824-2880

目次

- ✓ インボイス制度の対象となる医療機関とは
- ✓ インボイスの発行を求められるケースとは
- ✓ インボイスに対応しない場合の影響
- ✓ インボイスに登録した場合の影響
- ✓ これからインボイスに登録しようと考えている方へ

インボイス制度に登録が必要な事業者は、**課税事業者**です。

インボイス制度への登録とは、適格請求書に記載する「適格請求書発行事業者の登録番号」を取得することになります。

「適格請求書発行事業者の登録番号」を取得するためには、課税事業者になる必要があります。前々年または前々年度の**課税売上高が1,000万円以上**の場合は課税事業者になりますが、条件を満たしていなくても、申請すれば課税事業者になることができます。なお、商品やサービスを提供する相手が免税事業者または簡易課税事業者の場合は、適格請求書の発行が不要なため、インボイス制度への登録は必要ありません。

インボイス制度に登録が必要と考えられるケース

- ・個人事業主として事業を行っている（講師、医療記事の執筆など）
- ・クリニックや病院を経営している（健康診断、予防接種などの委託を受けている場合）
- ・業務委託で医師をしている（業務委託契約のもとで医療サービスを提供している場合）

ただし、上記に該当する場合においても、取引先が「免税事業者」または「簡易課税事業者」の場合は仕入税額控除が不要なため、インボイス制度に登録する必要はありません。

医療機関における対応の検討（売手の立場として）

医療機関においては、自由診療報酬、企業から健康診断、予防接種の委託を受けている場合などの報酬が、消費税の課税対象となります。

（１）取引の相手が一般消費者（一般の患者）である場合

一般消費者である場合には、そもそも消費税の申告で仕入税額控除を受ける必要がないので、医療機関側がインボイスを発行する必要性はありません。

（２）取引の相手が企業等の事業者である場合

企業との取引で健康診断、予防接種の委託報酬や、その他コンサルティング報酬を受け取る場合は、事業者との取引となります。また、その売上は消費税の課税対象となり、取引の相手方が消費税の納税義務者で仕入税額控除を受けようとする場合には、インボイスの発行を求められることが想定されます。

消費税が非課税とされる取引

医療機関が関連する取引のうち、下記については消費税が課されないこととされています。

(1) 社会保険医療の給付等

健康保険法、国民健康保険法などによる医療、労働保険、自賠責保険の対象となる医療など

ただし、美容整形や差額ベッドの料金及び市販されている医薬品を購入した場合は、非課税取引に当たりません。

(2) 社会福祉事業等によるサービスの提供等

社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業、更生保護事業法に規定する更生保護事業などの社会福祉事業等によるサービスの提供など

(3) 助産

医師、助産師などによる助産に関するサービスの提供等

(4) 一定の身体障害者用物品の譲渡や貸付け等

義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車椅子、身体障害者の使用に供するための特殊な構造または機能を有する自動車などの身体障害者用物品の譲渡、貸付け、製作の請負およびこれら身体障害者用物品の修理のうち一定のもの

インボイス登録をしない場合は価格交渉を受ける可能性がある

インボイス登録をしない場合は、取引先企業に適格請求書を発行できません。そのため、取引先企業は消費税の計算において、課税仕入税額控除ができず、消費税の納税額が増加する場合があります。

医療品卸や経費の支払い先がインボイス未登録の場合（買い手の立場として）

医療機関の課税区分	相手先がインボイス未登録の場合の影響
免税事業者	同じ免税事業者同士なので 影響なし
簡易課税事業者（インボイス未登録）	インボイス未登録でも、消費税の申告における計算方法に変更ないため、納税額への 影響なし
簡易課税事業者（インボイス登録済）	インボイス登録済でも、消費税の申告における計算方法に変更はなく、納税額への 影響なし
本則課税事業者（インボイス登録済）	・請求支払額における仕入税額控除をとることができない（経過措置があるため、すぐさま全額控除できなくなるわけではない） ・消費税の納税額が増加する可能性がある

事務負担が増加する

インボイスに登録した場合、請求書など適格請求書に対応したフォーマットへの変更、取引先が課税事業者かどうかの確認、仕入税額控除に関わる事務作業、消費税の計算、納税など、さまざまな事務負担が増加します。

納税義務の発生によって実質の収入が減少する可能性がある

本来、消費税を納税する必要がない場合、インボイスに登録したことによって課税事業者にならざるを得なくなり、これまでは収入として受け取っていた消費税の納税が必要になります。

例えば、年間500万円の自由診療収入があった場合、受け取っているとされる消費税額は454,545円（※）となります。

※受取消費税額 = $500\text{万円} \div (110/100) \times 10\% = 454,545\text{円}$

メリットとデメリットを比較検討する

免税事業者だった病院やクリニックが、課税事業者になってまで適格請求書発行事業者になるメリットとデメリットについて検討します。

考えられるメリットは、**企業からの受託料収入を失う恐れがなくなる**ということになります。

つまり企業からの受託料に係る収入額を考え、デメリットと比較しなければなりません。

デメリットとは、**今まで納税する必要のなかった消費税を支払う**ことです。

本則課税と簡易課税

(例) インフルエンザの予防接種を3,300円で実施し、そのワクチンを2,200円で仕入れていた場合

【本則課税】

納付すべき消費税額

300円 (受け取った消費税) - 200円 (仕入控除税額) = 100円

【簡易課税】

病院やクリニックなどの医療機関は、第5種事業とされるので、受け取った消費税額の50%をみなし仕入率として計算します。

納付すべき消費税額 = 300円 (受け取った消費税) × 50% = 150円

【結果】 本則課税が有利

(留意) 健康診断など課税仕入をほとんど伴わない収入の場合、簡易課税の方が有利